

法 学 号 外  
平成 29 年 8 月 24 日

各 私 立 学 校 長 様  
(小・中)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 29 年度「子どもの人権 SOS ミニレター」事業への協力方について  
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

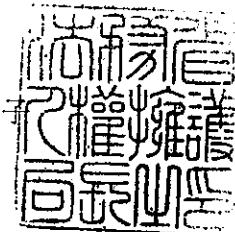
【担当】私学振興担当 半田  
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049  
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp



法務省権調第114号  
平成29年8月21日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
 各 都 道 府 県 知 事 殿  
 附属小・中学校を置く各国立大学法人学長 殿  
 義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
 所轄する構造改革特別区法第12条第1項の  
 認定を受けた各地方公共団体の担当課 殿

法務省人権擁護局長 名 執 雅



平成29年度「子どもの人権SOSミニレター」事業への協力方について  
(依頼)

平素は、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」といいます。）の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもをめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案が数多く発生しているほか、家庭内における児童虐待の事案も増加し、死に至るケースもあるなど、大きな社会問題となっているところです。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで発生することが多く、被害者である子ども自身も、教師や親、友人などの身近な人にも相談しにくいことから、重大な結果が生じて発覚する例が少なくありません。

そこで、当機関では、これらの問題に対する施策として、平成18年度から、全国の小・中学校、これに相当する中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、これを通じて身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることなどを目的とする標記事業に取り組んでおり、引き続き本年度も実施することとしました。



標記事業につきましては、本年10月中旬以降の実施を予定しておりますところ、今後、法務局・地方法務局の職員及び人権擁護委員が管内の小・中学校等に対し、「子どもの人権SOSミニレター」の配布についての協力依頼を行うことを予定しております。都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長におかれましては設置する学校に対して、その趣旨について周知を図っていただきますとともに、この事業への協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、当機関との連携については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成25年4月2日付け25初児生第3号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が示されており、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日付け文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）においても、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されていますので、御参考までに申し添えます。

おって、本依頼は文部科学省と協議済みです。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 佐々木、瀬島

電話 03-3580-4111（内線 2714）

FAX 03-3592-7675

事務連絡  
平成29年8月21日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校主管課  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

### 平成29年度「子どもの人権SOSミニレター」事業について

平素より人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、法務省人権擁護局より、「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を、法務局・地方法務局の職員等が全国の小・中学校等に対し配布を行うとの連絡がありました。

については、各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課におかれでは、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、この事業への御協力につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

いじめや体罰の問題は、依然として生徒指導上の大変な課題となっています。これらは、子供に対する重大な人権侵害であり、早期発見・早期対応が重要です。各位におかれでは、この事業の目的を御理解いただき、積極的な御協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

#### （添付資料）

- ・平成29年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（平成28年度版）
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（平成28年度版）
- ※実際に配布される「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用・中学校用は、平成29年度版として現在製作中のものになります。



#### <本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03-6734-3297 (直)  
FAX 03-6734-3735



別添

## 平成29年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

### 1 目的

子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっており、これを裏付けるように、平成28年中における学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件数及び教育職員による体罰に関する人権侵犯事件数は、いずれも昨年に引き続き高い水準となっている。

このような子どもの人権問題への対応策として、封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布し、これを通じて身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるとともに、併せて、法務省の人権擁護機関の相談窓口等（ミニレターによる相談のほか、電話やインターネットによる相談等）を子どもたちやその保護者に周知することを目的として、本事業を実施する。

### 2 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。以下同じ。）の児童・生徒全員を対象とする。

### 3 実施機関

法務局・地方法務局（以下「法務局」という。）及び都道府県人権擁護委員連合会（以下「都道府県連合会」という。）

### 4 実施方法

- (1) 法務省人権擁護局（以下「人権擁護局」という。）は、ミニレターを作成して法務局又は各学校等、法務局が指定する場所へ送付する。
- (2) 人権擁護局は、本事業の実施に当たり、文部科学省を通じ、都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県私立学校担当部局、附属小・中学校を置く国立大学法人及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課に対して協力を要請する。



- (3) 法務局は、本事業の実施に当たり、公立の学校を管轄する市区町村教育委員会に対して本事業の目的及び概要を説明の上、協力を要請する。
- (4) 法務局は、本事業の実施に当たり、各学校に対して本事業の目的及び概要を説明の上、ミニレターの児童・生徒への配布について協力を依頼する。なお、依頼の際には、学級担任等にも本事業の趣旨が伝わるよう配意する。
- (5) 法務局及び都道府県連合会は、本事業の実施に当たり、役割分担及び具体的実施方法等について協議する。
- (6) 法務局へ送付されたミニレターの各学校への配布は、法務局職員と人権擁護委員が連携して行う。
- (7) 法務局職員及び人権擁護委員は、児童・生徒から送付されたミニレターに対し、共同して、手紙又は電話により速やかに返答する。なお、返答に当たっては、誤送付等が発生することのないよう、十分注意する。
- (8) 相談内容については、秘密を厳守する。
- (9) 児童・生徒から送付されたミニレターは、人権相談として取り扱う。また、ミニレターにより把握した「いじめ」等の重大な事案については、人権侵犯事件として開始（立件）し、必要な調査を遂げた上で適切な措置を講ずる。
- (10) 法務局は、管下支局管轄区域内の児童・生徒から送付されたミニレターについては、当該支局の職員及び人権擁護委員において対応するよう指示しても差し支えない。

## 5 実施期間

実施期間は、平成30年3月末日までとする。

## 6 報告

法務局及び都道府県連合会は、ミニレターを配布後、小・中学校へのミニレターの配布枚数及び児童・生徒から送付されたミニレターの通数を四半期ごとに別紙様式に記入の上、各四半期の翌月10日までに、法務局通信ネットワークを利用して人権擁護局調査救済課（人権 救済/本省/人権擁護局）宛てに電子データで報告する。

また、毎月のミニレターの返答結果については、人権擁護事務支援システムの所定の項目に入力して報告する。

なお、報告を受けた同課は、通数等を取りまとめの上、全国人権擁護委員連合会事務局宛てに写しを送付する。



この曲子には、皆手に音響コードが付属されています。  
導角の曲線は上部を基準とし、左側を基準とした場合  
右側は常に上方に位置する形で、左側は常に下方に位置する形で構成されています。

アート・ソサエティ・東京

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず遠事をくれる手紙だよ。  
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。

どんな人が  
海をくわるの?



一九四二年五月

様たち・私たち  
ミニレターを書きました

いじかれてがまんして悩んでいたけど、SOSミニレターの返事をもらって勇気が出ました。

SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

**電話料金はかからないよ。携帯電話・PHSからもかけられるよ。**

相談専用：相談台-送金台 前8:30～ダ方5:15 \*土曜日、お盆、年末、初詣の諸連休は営業休止です。

東京法務局、東京都人権擁護委員連合会  
並  
R270

A large, stylized SOS logo is positioned at the bottom left. To its right is a white telephone receiver icon with a black outline. Below the receiver is a small square QR code.

小学生用

おみを教えて！

「今、誰や学校で困っていることはない? 誰かが心に相談したり、話したりできることなどない」とは言つてゐるよ。そんなときはキミの悩みをこの手紙に書いて、教えてね。いつしばりに答えて、悩んでるキミの方になるよ。

A black and white illustration of a small, round character with large eyes and a wide mouth, wearing a patterned dress. The character is standing on a stylized city map with buildings and roads. A speech bubble from the character contains Japanese text. A small circular logo is in the bottom right corner.

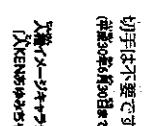
東京法務局・東京都人権委員会より連絡





あなたのことを 教えてください。	名前
学校名	年 組

第・文

SOS Letter  
（ソスレターナンバーワン）書類に附けて、  
封筒を  
差し込んで  
送ってください。  
（郵便の場合は30日まで）SOS Letter  
（ソスレターナンバーツー）書類に附けて、  
封筒を  
差し込んで  
送ってください。  
（郵便の場合は30日まで）

- メッセージを書いたら、印のカードで印を押す。印の裏面を切り取ります。
- 印の裏面を切り取ったところに、手紙を貼ります。
- 手紙を折りたたんで、封筒の口元に差し込みます。
- 封筒の裏面に印を貼り、封筒を差し込んでください。



上記希望場所の住所や電話番号を正確に書いてください。	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自分の携帯電話（メールでは送信できません） <input type="checkbox"/> その他（ □ 電話 <input type="checkbox"/> ）
（ここに印も書か ないでください）	—

住所

書いていただいた  
相談の秘密は守ります。  
困っていること、悩んでいることをこちらに書いてください（いつ、だれに、何をされましたか？）。

困っていること、悩んでいることは?  
いじめのこと いじめ以外の学校のこと 家庭のこと その他

年 組

209

1028790

東京都千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎

## 東京法務局人権擁護部 行

（中学生用）

（印字用）

切手は平成30年6月30日まで不要です。

困ったときに相談できる  
連絡先カードです。  
印めて、いつも  
お読みください。

インターネットでも相談できます。  
子どもの人権 SOS-メール24時間  
受付各のバーコードを  
携帯電話で読み込めば、  
ホームページにつながります。 QRコードホームページ  
<http://www.jiken.go.jp/JKEN/Jiken13.html>

印めてつづりにすると  
読みやすいカードになります。

\*印した後に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが  
送られます。東京法務局  
東京都人権擁護委員会

書き写さないとときは別の紙に書いて一緒に送ってください。